

### 人も猫も幸せに暮らすために、飼い主のいない猫に関する補助事業

#### ▶猫の不妊去勢手術費補助 (個人)

望まれない繁殖により殺傷処分される命を減らすため、猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。補助金額は、不妊手術6,000円・去勢手術4,000円です。補助対象は、不妊去勢手術および耳カット等を行った後に元の場所に戻される、市内に生息する「飼い主のいない」猫です。

#### ▶地域猫活動支援補助 (町内会等団体)

猫の糞尿などによる生活環境被害を減らすために、住民の理解のもと猫を適切に管理する地域猫活動を行う団体(町内会等)に対して、活動費用の一部を補助します。

**補助金額上限額**▶①調査啓発活動および譲渡・地域見守り活動2万円②不妊・去勢手術一匹につき不妊手術1万2,000円・去勢手術8,000円(耳カット費含む)。①+②の合計は20万円。制度の利用には、地域猫活動の団体登録が必要です。

※両事業とも、予算が無くなり次第終了。

▶生活食品課 ☎822-0588

### 農用地区域の除外等の申し出の受け付け再開

農用地区域の除外等の申し出受け付けを、5月末締め切り分から再開します。農用地区域に指定されている農地は、原則として他用途での利用はできません。やむを得ない理由かつ要件を満たす場合に限り、農用地区域から除外できます。なお新しい農用地区域は、農林水産課HPに掲載していますので、ご確認ください。



▶農林水産課 ☎823-9458

### 盛土規制法の規制区域の候補地

令和5年度に盛土規制法に基づく基礎調査を行い、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等工事規制区域の候補地を取りまとめました。候補地は、都市計画課HPで確認ください。都市計画課(本庁舎5階)でも図面の閲覧が可能です。

▶都市計画課 ☎823-9465

### ひとり親家庭の医療費を支援します

ひとり親家庭の保護者と18歳までのお子さんは、事前に申請することで、医療機関窓口での医療費〔保険診療の自己負担分(食事療養費を除く)と薬剤一部負担金〕の支払いが不要になります。申請後、対象の方には受給者証を交付しますので、病院等で提示してください。

▶対象 医療保険に加入しており、世帯全員の所得税が非課税の方

※廃止された年少扶養控除や特定扶養控除の上乗せ分があるものとして審査するため、課税されている方も対象となる場合があります。ご相談ください。

**現在助成を受けている方へ**▶受給者証の有効期限は、6月30日(日)です。4月末に更新案内をお送りしますので、5月中に手続きを済ませてください。手続きが遅れると、資格を失う場合があります。

▶子育て給付課 ☎823-9447

### ゴールデンウィーク中の桂浜へは無料送迎バスをご利用ください

ゴールデンウィーク期間中は多くの方が桂浜を訪れるため、周辺の道路の混雑が予想されます。高知競馬場駐車場から無料の送迎バスを運行しますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら▶

**運行ルート**  
高知競馬場 駐車場 (長浜宮田2000) → 桂浜 (桂浜公園)

**運行日時**  
4月28日(日)  
5月3日(金・祝)～5月5日(日・祝)  
高知競馬場駐車場発  
9時～16時半 ※桂浜発は最終18時



▶観光魅力創造課 ☎803-4319

### ひとり親家庭等 就職・法律相談などを行っています

**対象** ひとり親家庭の父または母もしくは寡婦の方(離婚前可)  
**場所** ひとり親家庭支援センター(旭町3-115 こうち男女共同参画センター「ソール」2階)

**就業生活相談** 月～金曜日9時～17時、土曜日9時～12時・13時～17時  
▶日曜日、祝日、毎月第2水曜日、年末年始は休み。  
**申込** 電話相談の場合は不要。来所相談の場合は、前日までに電話または公式LINEで。

法律相談	実施日時	相談時間
司法書士	毎月第2木曜日・第3水曜日10時～16時(12時～13時を除く)	約50分
弁護士	毎月第1木曜日14時～16時 第4水曜日10時～12時	約25分

専門家相談	実施日	相談時間
心理カウンセラー	毎月第1土曜日	約50分
社会福祉士、精神保健福祉士	毎月第2土曜日	約50分
ファイナンシャルプランナー	毎月第3土曜日	約50分
キャリアコンサルタント、公認心理師	毎月第2火曜日	約50分

▶時間はいずれも13時半～15時半  
**申込** いずれも、実施日の前日15時までに電話または公式LINEで。  
※前日が休日(日曜日、祝日、第2水曜日)の場合は前々日15時まで。

▶ひとり親家庭支援センター ☎875-2500

### 障害のある方への各種手当

**特別障害者手当**▶心身に著しく重度の障害があり、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方(対象となる入所施設有り)。月額2万8,840円。

**障害児福祉手当**▶心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける在宅の20歳未満の方(対象となる入所施設有り)。月額1万5,690円。

**特別児童扶養手当**▶心身に障害があるため介護を必要としている20歳未満の児童を養育している父母または養育者の方(対象児童が施設に入所または公的障害年金を受給している場合を除く)。月額1級5万5,350円、2級3万6,860円。

※いずれも受給には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

▶障がい福祉課医療福祉担当 ☎823-9053

### 生活支援給付金の手続きはお済みですか

現在申請期間中の「均等割のみ課税世帯への給付」「こども加算」のいずれの給付金も、対象と思われる世帯の世帯主宛てにお送りした「支給要件確認書」の提出期限は5月31日(金)必着です。詳しくは、お問い合わせください。

▶高知市生活支援給付金(第2期)コールセンター ☎050-3644-9007

### 失業したときの国民年金保険料特例免除制度

20歳以上60歳未満の厚生年金加入者が失業すると、本人とその被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)は国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。特例免除制度とは、審査対象となる本人、配偶者、本人が属する世帯の世帯主に失業者がいる場合、申請期間に該当する離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し等を添付して免除申請をすることで、保険料の免除審査が有利になる制度です。詳しくは、お問い合わせください。

▶高知東年金事務所 ☎831-4430、高知西年金事務所 ☎875-1717

### 緑の募金にご協力ください

毎年3月1日～5月31日は、春期「緑の募金強化期間」です。寄せられた募金は、県内の森や緑を守り増やすための活動や子どもたちの森林環境学習、体験イベント等に役立てています。募金箱は、新工エネルギー・環境政策課(本庁舎5階)の窓口や量販店、金融機関等に設置されています。ご協力をよろしくお願いいたします。

▶高知県森と緑の会高知市支部 ☎823-9209

### 結婚後の新生活を応援します

2人の新生活のスタートを応援するため、令和6年度中に支払った、婚姻に伴う住宅賃借費用および引っ越し費用を支援します。受け付け開始は令和6年7月頃を予定しており、詳細が決まり次第こども政策課HPでお知らせします。

**対象**①夫婦等共に婚姻日等における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満②令和6年度中に婚姻届を提出し、受理された夫婦または高知市パートナーシップ登録制度により登録証が交付された世帯③申請時点で夫婦等の両方または一方が市内に住民票を有する――の全てを満たす方

**上限額**▶30万円。ただし、親世帯と同居または近居(おおむね5キロメートル以内もしくは同一小学校区域内)の場合は45万円。

▶こども政策課 ☎803-5067

### マイナンバーカード交付センター 土・日曜日の開所日時変更

5月からマイナンバーカード交付センター(はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4階)の土・日曜日の開所日時が変わります。

**変更前**▶第2・第4土曜日とその翌日の日曜日(祝日は除く)8時半～17時15分(12時～13時は除く)

**変更後**▶第2日曜日と第4土曜日(祝日は除く)8時半～12時

▶中央窓口センターマイナンバー交付担当 ☎823-9455

### くろしおアリーナ体育館は夏季はプールになります

くろしおアリーナ体育館は5月18日(土)に営業を終了し、6月10日(月)から50メートルプールとして一般開放します。

**料金** 大人330円  
高校生以下220円

▶市スポーツ振興事業団 ☎878-1150

### 5月は赤十字運動月間です

「災害からのちを守る赤十字の活動」へのご理解と、赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

▶日本赤十字社高知市地区事務局 ☎823-9570



日本赤十字社キャラクター ハートラちゃん

### 令和5年度の児童手当が不支給だった方へ

令和5年度の児童手当が所得超過により不支給となった方は、令和6年度の児童手当受給資格判定のために新規申請が必要ですので、5月中に申請してください。児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合は児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合は法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を、6月資格分より支給します。なお10月資格分からは、制度改正により所得制限が無くなります。制度改正の詳細は、改めてお知らせします。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960.0	972	1,200

▶子育て給付課 ☎823-9447